

議案第93号

和解について

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、箱崎ふ頭において発生した船舶火災に伴う油流出事故に関し、原因者と和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように和解をする。

1 和解の相手方

TAI YUAN (HONG KONG) INTERNATIONAL SHIPPING COMPANY LIMITED

2 和解条項

- (1) 相手方は、平成29年4月24日に日本国福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目11番地先において発生した、相手方所有の貨物船の火災による沈没に伴い、博多湾内に油が流出した事故（以下「本件事故」という。）によって本市に損害を与えたことを認める。
- (2) 本市及び相手方は、本和解の締結に当たり、次に掲げる事実を前提とすることを確認する。
  - ① 本件事故及びこれに伴い本市に発生した一切の損害は、専ら相手方の責めに帰すべき事由によるものであること。
  - ② 本市は、本件事故によって、油流出による被害の拡大防止や回復等のための出捐をはじめとする多額の損害が生じたため、その賠償を相手方に求めるものであること。
  - ③ 本市及び相手方は、本件事故の発生後に協議を行い、被害状況等の調査・検証の結果を踏まえた上で、相手方が本市に対して、本和解条項に定める賠償を行うこととなったものであること。
- (3) 相手方は、本市に対し、本件事故に関する損害賠償金として金112,800,000円の支払義

務があることを認める。

- (4) 相手方は、本市及び相手方の記名押印又は署名捺印済の本和解条項に合意した旨の文書原本が、相手方又は相手方の指定する者に到達した日の翌日から起算して14香港銀行営業日を経過する日（以下「支払期限日」という。）までに、本市に対し、前号の金員を、本市が指定する方法により日本円にて一括して支払う。ただし、振込送金費用その他の支払に要する費用は、全て相手方が負担する。
- (5) 相手方が、前号の規定による支払を怠ったときは、相手方は、本市に対し、第3号の金員に加えて、これに対する支払期限日の翌日から支払済みに至るまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を直ちに一括して支払う。
- (6) 本市及び相手方は、それぞれ、本和解を完全かつ有効に締結するために必要な法令又は定款に定める手続その他の内部手続を履行済みであることを確認する。
- (7) 本和解は、本件事故に関する本市及び相手方との間における完全かつ唯一の契約・合意であり、その他の本市及び相手方との間における事前の合意、了解、約束等については、それが文書によるものか口頭によるものかにかかわらず、一切の効力を有しない。
- (8) 本和解の締結に要する費用は、各自の負担とする。
- (9) 本件事故又は本和解に関して本市及び相手方との間に生じる全ての紛争、論争又は意見の相違については、日本法を準拠法として、日本法によって解決されるものとし、一般社団法人日本商事仲裁協会が商事仲裁規則に従って選定する弁護士資格を有する仲裁人（ただし、日本語以外の言語への対応能力を一切必要としないものとする。）を双方の合意によって選定する仲裁人として、福岡市において、日本語による非公開の仲裁手続によって解決する。
- (10) 前号の仲裁手続による判断は最終的なものであり、本市及び相手方を拘束し、前号の規定にかかわらず、本市又は相手方が訴訟を提起した場合には、本和解による仲裁合意が妨訴抗弁となり、当該訴訟は当然に却下されるべきことにつき、本市及び相手方は異議なく承認する。
- (11) 本和解は、日本語による原本のほか英語による翻訳が作成されるが、原本と翻訳との間で矛盾・抵触等が生じた場合には、日本語による原本が優先する。
- (12) 本市及び相手方は、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。

### 3 事件の概要

- (1) 平成29年4月24日に、箱崎ふ頭において相手方が所有する貨物船（以下「本船」という。）から火災が発生、翌25日に沈没し、博多湾内に油が流出した。
- (2) 本市は、油の流出による博多湾の汚染被害の拡大を防ぐため、本船沈没後から平成29年5月12日まで、油の防除のための措置を講じたことにより、当該措置に係る費用相当額金116,210,742円の損害を受けた。
- (3) そこで、本市は、相手方に対し、前号の損害を賠償するよう請求したところ、相手方から本市に対し、和解の申入れがあった。
- (4) 本市としては、本和解条項に定める金額が概ね本市の請求に沿ったものであること、仮に本市が訴えを提起した場合、本和解条項に定める金額以上の賠償が認められるとは限らず、さらに訴訟費用等が必要となることその他の事情を勘案して、相手方と和解をするものである。